



栃木県公報

平成26年
6月10日(火)
第2587号

目次

告 示

○予定保安林	509
○生活保護法による施術者の氏名等の変更	510
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	510

調達等公告

○入札公告	511
-------	-----

正 誤

○第2559号中	511
----------	-----

告 示

栃木県告示第278号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 6月10日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市草久字樋越3707-1から3707-3まで、3709、3711-5、字神明峰3711-1、3711-4、3711-7
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樋越3707-1・字神明峰3711-1（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
さくら市早乙女字富士山2227-1、2228
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字富士山2227-1・2228（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術者の氏名等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年6月10日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成25年12月1日	戸塚 智隆 (中林 智隆)	-	接骨院ふくだ日光院	日光市今市456 3F

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年6月10日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	担 当 する 医 療 の 種 類
獨協医科大学日光医療センター	日光市高德632	学校法人獨協学園	平成26年6月1日	育成医療及び更生医療	腎臓に関する医療

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
フタバ快生堂薬局	日光市鬼怒川温泉大原1396-11	株式会社MTファルマ	平成26年6月1日	育成医療及び更生医療

ともえ町薬局	足利市巴町2541	有限会社トーリ フォー	平成26年6月1日	育成医療及び更生医療
--------	-----------	----------------	-----------	------------

(障害福祉課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年6月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 県議会広報紙「県議会とちぎ第112号」新聞折り込み業務
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年8月29日まで
- (4) 履行場所 栃木県議会事務局の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、折込広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年7月3日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成26年7月3日午前11時 栃木県議会議事堂4階第5委員会室
- (3) その他 入札説明書は、平成26年6月10日から同年7月2日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2559号	152	下から21	字上ノ台3415-1	字上ノ台3145-1